



委託者非指図型投  
資信託の  
運用業務六法

2013年1月

Queensboro

## 1. 信託業法による金融商品取引法の準用

下記 2 以下の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は信託会社が行う委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務について、それぞれ準用される（投信法 223 条の 3 第 5 項、信託業法 24 条の 2）。

## 2. 第三章第一節第五款

### 第五款 特定投資家

（特定投資家への告知義務）

第三十四条 金融商品取引業者等（金融商品取引業者又は登録金融機関をいう。以下同じ。）

は、信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約（以下「特定信託契約」という。）の申込みを特定投資家（同条第三十一項第四号に掲げる者に限る。）から受けた場合であつて、当該申込みに係る特定信託契約と同じ特定信託契約の種類として内閣府令で定めるもの（以下この款において「契約の種類」という。）に属する特定信託契約を過去に当該特定投資家との間で締結したことがない場合には、当該申込みに係る特定信託契約を締結するまでに、当該特定投資家に対し、当該特定投資家が次条第一項の規定による申出ができる旨を告知しなければならない。

（特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合）

第三十四条の二 特定投資家（第二条第三十一項第四号に掲げる者に限る。）は、金融商品取引業者等に対し、契約の種類ごとに、当該契約の種類に属する特定信託契約に関して自己を特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができる。

- 2 金融商品取引業者等は、前項の規定による申出を受けた後最初に当該申出に係る契約の種類に属する特定信託契約（以下この条において「対象契約」という。）の締結の勧誘又は締結のいずれかを行うまでに、当該申出を承諾しなければならない。
- 3 金融商品取引業者等は、前項の規定により承諾する場合には、第一項の規定による申出をした特定投資家（以下この条において「申出者」という。）に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。
  - 一 前項の規定により承諾する日（以下この条において「承諾日」という。）
  - 二 対象契約の属する契約の種類
  - 三 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、当該申出者を特定投資家以外の顧客として取り扱う旨
  - 四 その他内閣府令で定める事項
- 4 金融商品取引業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところ

により、申出者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該金融商品取引業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

- 5 金融商品取引業者等が第二項の規定による承諾及び第三項の規定による書面の交付をした場合であつて、申出者が次に掲げる者である場合におけるこの法律（第二十九条の五第三項及びこの款を除く。）の規定の適用については、当該申出者は、特定投資家以外の顧客とみなす。
  - 一 当該金融商品取引業者等が承諾日以後に行う対象契約の締結の勧誘の相手方
  - 二 当該金融商品取引業者等が承諾日以後に締結する対象契約の相手方
- 9 承諾日以後に申出者が新たに適格機関投資家となつた場合には、当該申出者が適格機関投資家となつた日以後は、第五項から前項までの規定は、適用しない。
- 10 申出者は、承諾日以後いつでも、金融商品取引業者等に対し、対象契約に関して自己を再び特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる。
- 11 金融商品取引業者等は、前項の規定による申出を承諾する場合には、あらかじめ、この項の規定による承諾をする日その他の内閣府令で定める事項を記載した書面により、当該申出をした者（次項において「復帰申出者」という。）の同意を得なければならない。
- 12 金融商品取引業者等は、前項の規定による書面による同意に代えて、政令で定めるところにより、復帰申出者の承諾を得て、当該書面による同意を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより得ることができる。この場合において、当該金融商品取引業者等は、当該書面による同意を得たものとみなす。
- 13 金融商品取引業者等が第十一項の規定による承諾をした場合には、同項の規定による承諾をした日以後新たに第二項の規定により承諾する日の前日までの間は、第五項、第六項及び第八項の規定は、適用しない。

（特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合）

第三十四条の三 法人（特定投資家を除く。）は、金融商品取引業者等に対し、契約の種類ごとに、当該契約の種類に属する特定信託契約に関して自己を特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる。

- 2 金融商品取引業者等は、前項の規定による申出を承諾する場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書面により、当該申出をした法人（以下この条において「申出者」という。）の同意を得なければならない。この場合において、第二号に規定する期限日は、第一号に規定する承諾日から起算して一年を経過する日（内閣府令で定める場合にあつては、当該経過する日前で内閣府令で定める日）としなければならない。

- 一 この項の規定による承諾をする日（以下この条において「承諾日」という。）
  - 二 当該申出に係る契約の種類に属する特定信託契約（以下この条において「対象契約」という。）の締結の勧誘又は締結をする場合において、申出者を特定投資家として取り扱う期間の末日（以下この条において「期限日」という。）
  - 三 対象契約の属する契約の種類
  - 四 当該申出者が次に掲げる事項を理解している旨
    - イ 特定投資家が金融商品取引業者等から対象契約の締結の勧誘を受け、又は当該金融商品取引業者等に対象契約の申込みをし、若しくは当該金融商品取引業者等と対象契約を締結する場合におけるこの法律の規定の適用の特例の内容として内閣府令で定める事項
    - ロ 対象契約に関して特定投資家として取り扱われることがその知識、経験及び財産の状況に照らして適当ではない者が特定投資家として取り扱われる場合には、当該者の保護に欠けることとなるおそれがある旨
  - 五 期限日以前に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、当該申出者を特定投資家として取り扱う旨
  - 六 期限日後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、当該申出者を特定投資家以外の顧客として取り扱う旨
  - 七 その他内閣府令で定める事項
- 3 前条第十二項の規定は、前項の規定による書面による同意について準用する。
  - 4 金融商品取引業者等が第二項の規定による承諾をし、かつ、申出者が同項の規定による書面による同意をした場合であつて、当該申出者が次に掲げる者である場合におけるこの法律（第二十九条の五第三項及びこの款を除く。）の規定の適用については、当該申出者は、特定投資家とみなす。
    - 一 当該金融商品取引業者等が承諾日から期限日までに行う対象契約の締結の勧誘の相手方
    - 二 当該金融商品取引業者等が承諾日から期限日までに締結する対象契約の相手方
  - 7 申出者は、期限日以前に対象契約の属する契約の種類に係る第一項の規定による申出（次項において「更新申出」という。）をする場合には、承諾日から起算して内閣府令で定める期間を経過する日以後にしなければならない。
  - 8 申出者が更新申出をする場合における第二項及び前項の規定の適用については、第二項中「第一号に規定する承諾日」とあるのは「前回の期限日の翌日」と、前項中「承諾日」とあるのは「前回の期限日の翌日」とする。
  - 9 申出者は、承諾日以後いつでも、金融商品取引業者等に対し、対象契約に関して自己を再び特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができる。
  - 10 金融商品取引業者等は、前項の規定による申出を受けた後最初に対象契約の締結の勧誘又は締結のいずれかを行うまでに、当該申出を承諾しなければならない。

- 1 1 金融商品取引業者等は、前項の規定により承諾する場合には、第九項の規定による申出をした法人に対し、あらかじめ、前項の規定による承諾をする日その他の内閣府令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。
- 1 2 前条第四項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。
- 1 3 金融商品取引業者等が第十項の規定による承諾をした場合には、同項の規定による承諾をした日以後新たに第二項の規定による承諾をする日の前日までの間は、第四項から第九項までの規定は、適用しない。

(特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合)

第三十四条の四 次に掲げる個人（適格機関投資家を除く。）は、金融商品取引業者等に対し、契約の種類ごとに、当該契約の種類に属する特定信託契約に関して自己を特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる。

- 一 商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約を締結した営業者である個人（内閣府令で定めるものを除く。）その他これに類するものとして内閣府令で定める個人
  - 二 前号に掲げるもののほか、その知識、経験及び財産の状況に照らして特定投資家に相当する者として内閣府令で定める要件に該当する個人
- 2 金融商品取引業者等は、前項の規定による申出を受けた場合には、当該申出をした個人（以下この条において「申出者」という。）に対し、前条第二項第四号イ及びロに掲げる事項を記載した書面を交付するとともに、申出者が前項各号に掲げる者のいずれかに該当することを確認しなければならない。
  - 3 第三十四条の二第四項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。
  - 4 申出者は、金融商品取引業者等が第六項において準用する前条第二項の規定による承諾をする日以後いつでも、当該金融商品取引業者等に対し、第一項の規定による申出に係る契約の種類に属する特定信託契約に関して自己を再び特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができる。
  - 5 金融商品取引業者等は、前項の規定による申出を受けた後最初に当該申出に係る契約の種類に属する特定信託契約の締結の勧誘又は締結のいずれかを行うまでに、当該申出を承諾しなければならない。
  - 6 前条第二項から第八項までの規定は第一項の規定による申出を承諾する場合について、同条第十一項から第十三項までの規定は第四項の規定による申出を承諾する場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「当該申出をした法人」とあるのは「次条第二項に規定する申出者」と、同条第四項中「第二項の規定による承諾」とあるのは「次条第二項の規定による書面の交付及び確認並びに第二項の規定による承諾」と、同条第七項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、同条第十一項中「前項」とあるのは「次条第五項」と、「第九項の規定による申出をした法人」とあるのは「同条第四項の規定による申出をした個人」と、同条第十三項中「第十項」

とあるのは「次条第五項」と、「第二項の規定による承諾」とあるのは「同条第二項の規定による書面の交付及び確認並びに第二項の規定による承諾」と、「第九項まで」とあるのは「第八項まで及び次条第四項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(政令への委任)

第三十四条の五 この款に定めるもののほか、特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合又は特定投資家以外の顧客が特定投資家とみなされる場合の手続その他この款の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

### 3. 第三章第二節第一款

#### 第一款 通則

(広告等の規制)

第三十七条 金融商品取引業者等は、その行う特定信託契約の締結の業務の内容について広告その他これに類似するものとして内閣府令で定める行為をするときは、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を表示しなければならない。

- 一 当該金融商品取引業者等の商号
- 三 当該金融商品取引業者等の行う特定信託契約の締結の業務の内容に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるもの
- 2 金融商品取引業者等は、その行う特定信託契約の締結の業務に関して広告その他これに類似するものとして内閣府令で定める行為をするときは、特定信託契約の締結を行うことによる利益の見込みその他内閣府令で定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

(契約締結前の書面の交付)

第三十七条の三 金融商品取引業者等は、特定信託契約を締結しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、顧客に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。ただし、投資者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

- 一 当該金融商品取引業者等の住所
- 五 顧客が行う特定信託契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生ずることとなるおそれがあるときは、その旨

- 七 前各号に掲げるもののほか、特定信託契約の締結の業務の内容に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして内閣府令で定める事項
- 2 第三十四条の二第四項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。

(書面による解除)

第三十七条の六 金融商品取引業者等と特定信託契約（当該特定信託契約の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。）を締結した顧客は、内閣府令で定める場合を除き、信託業法第二十六条第一項の書面を受領した日から起算して政令で定める日数を経過するまでの間、書面により当該特定信託契約の解除を行うことができる。

- 2 前項の規定による特定信託契約の解除は、当該特定信託契約の解除を行う旨の書面を発した時に、その効力を生ずる。
- 3 金融商品取引業者等は、第一項の規定による特定信託契約の解除があつた場合には、当該特定信託契約の解除までの期間に相当する手数料、報酬その他の当該特定信託契約に関して顧客が支払うべき対価（次項において「対価」という。）の額として内閣府令で定める金額を超えて当該特定信託契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。
- 4 金融商品取引業者等は、第一項の規定による特定信託契約の解除があつた場合において、当該特定信託契約に係る対価の前払を受けているときは、これを顧客に返還しなければならない。ただし、前項の内閣府令で定める金額については、この限りでない。
- 5 前各項の規定に反する特約で顧客に不利なものは、無効とする。

(禁止行為)

第三十八条 金融商品取引業者等又はその役員若しくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第四号から第六号までに掲げる行為にあつては、投資者の保護に欠け、取引の公正を害し、又は特定信託契約の締結の業務の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除く。

三 顧客に対し、信用格付業者以外の信用格付業を行う者の付与した信用格付（投資者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるものとして内閣府令で定めるものを除く。）について、当該信用格付を付与した者が第六十六条の二十七の登録を受けていない者である旨及び当該登録の意義その他の事項として内閣府令で定める事項を告げることなく提供して、特定信託契約の締結の勧誘をする行為

四 特定信託契約（当該特定信託契約の内容その他の事情を勘案し、投資者の保護を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものに限る。）の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、特定信託契約の締結の勧誘をする行為

- 五 特定信託契約（当該特定信託契約の内容その他の事情を勘案し、投資者の保護を図ることが必要なものとして政令で定めるものに限る。）の締結につき、その勧誘に先立つて、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
- 六 特定信託契約（当該特定信託契約の内容その他の事情を勘案し、投資者の保護を図ることが必要なものとして政令で定めるものに限る。）の締結の勧誘を受けた顧客が当該特定信託契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
- 七 前各号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は特定信託契約の締結の業務の信用を失墜させるものとして内閣府令で定める行為

（損失補てん等の禁止）

#### 第三十九条

- 2 金融商品取引業者等の顧客は、次に掲げる行為をしてはならない。
  - 一 特定信託契約の締結につき、金融商品取引業者等又は第三者との間で、損失補てん等（信託業法第二十四条第一項第四号の損失の補てん又は利益の補足をいう。第三号において同じ。）の約束をし、又は第三者に当該約束をさせる行為（当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。）
  - 三 特定信託契約の締結につき、金融商品取引業者等又は第三者から、損失補てん等に係る財産上の利益を受け、又は第三者に当該財産上の利益を受けさせる行為（前二号の約束による場合であつて当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求によるとき及び当該財産上の利益の提供が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。）
- 4 第二項の規定は、同項第一号又は第二号の約束が信託会社の責めに帰すべき事故による損失の全部又は一部を補てんする旨のものである場合及び同項第三号の財産上の利益が信託会社の責めに帰すべき事故による損失の全部又は一部を補てんするため提供されたものである場合については、適用しない。

（適合性の原則等）

- 第四十条 金融商品取引業者等は、業務の運営の状況が次の各号のいずれかに該当することのないように、その業務を行わなければならない。
  - 二 信託業法第二十四条第二項の規定に違反すると認められる状況のほか、業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いを確保するための措置を講じていないと認められる状況、その他業務の運営の状況が公益に反し、又は投資者の保

護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定める状況にあること。

#### 4. 45条

第四十五条 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める者が特定投資家である場合には、適用しない。ただし、公益又は特定投資家の保護のため支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定める場合は、この限りでない。

- 一 第三十七条、第三十八条第四号から第六号まで及び第四十条第一号 金融商品取引業者等が行う特定信託契約の締結の勧誘の相手方
- 二 第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四 金融商品取引業者等が申込みを受け、又は締結した特定信託契約の相手方

#### 5. 42条の2

(禁止行為)

第四十二条の二 金融商品取引業者等は、その行う投資運用業に関して、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第一号及び第二号に掲げる行為にあつては、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除く。

- 一 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- 二 信託財産相互間運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- 三 特定の金融商品、金融指標又は、オプション又は対象資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第三条第三号から第十号までに掲げるものをいう。以下同じ。）オプションに関し、取引に基づく価格、指標、数値又は対価の額の変動を利用して自己又は受益者権利者以外の第三者の利益を図る目的をもって、正当な根拠を有しない取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- 四 通常の取引の条件と異なる条件で、かつ、当該条件での取引が受益者権利者の利益を害することとなる条件での取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- 五 運用として行う取引に関する情報を利用して、自己の計算において有価証券の売買その他の取引等又は対象資産の売買その他の取引有価証券の売買その他の取引等を行うこと。
- 六 信託財産運用財産の運用として行つた取引により生じた受益者権利者の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は信託財産運用財産の運用として行つた取引により生じた受益者権利者の利益に追加するため、当該受益者権利者又は第三者に

対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させること（信託会社の責めに帰すべき事故による損失の全部又は一部を補てんする場合を除く。）。

- 七 前各号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるものとして内閣府令で定める行為

## 6. 44条の3第1項

（親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）

第四十四条の三 金融商品取引業者又はその役員若しくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

- 一 通常の取引の条件と異なる条件であつて取引の公正を害するおそれのある条件で、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等と有価証券の売買その他の取引、店頭デリバティブ取引又は対象資産の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- 二 当該金融商品取引業者との間で第二条第八項各号に掲げる行為に関する契約投資信託及び投資法人に関する法律第四十七条第一項に規定する委託者非指図型投資信託契約を締結することを条件としてその親法人等又は子法人等がその顧客に対して信用を供与していることを知りながら、当該顧客との間で当該契約を締結すること。
- 三 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資助言業務に関して取引の方針、取引の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした助言を行い、又はその行う投資運用業委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務に関して運用の方針、信託財産運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為であつて投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

## 委託者非指図型投資信託の運用業務六法

<http://p.booklog.jp/book/63785>

著者 : Queensboro

著者ブログ : <http://bizlaw.ldblogger.jp>

感想はこちらのコメントへ

<http://p.booklog.jp/book/63785>

ブックログ本棚へ入れる

<http://booklog.jp/item/3/63785>

電子書籍プラットフォーム : ブクログのパー ( <http://p.booklog.jp/> )

運営会社 : 株式会社ブクログ